

当院で実施中の治験における、がんの種類と薬剤名

2023年8月1日現在

	がんの種類	薬剤名
腫瘍内科・呼吸器内科	非小細胞肺癌	REGN2810
	非小細胞肺癌	アテゾリズマブ
	非小細胞肺癌	ABBV-399 (Telisotuzumab-Vedotin)
	切除不能な局所進行非小細胞肺癌(ステージIII)	デュルバルマブ(遺伝子組換え)、MEDI9447、IPH2201
	小細胞肺癌 もしくは 進展型小細胞肺癌	ベバシズマブ(RO4876646) アテゾリズマブ(MPDL3280A)
	非小細胞肺癌	Datopotamab Deruxtecan(Dato-DXd)、デュルバルマブ
	非小細胞肺癌	Savolitinib
	進行性または転移性非小細胞肺癌	AZD6738、デュルバルマブ
乳腺外科	乳がん	カピバセルチブ
	乳がん	Capivasertib/ Fulvestrant
	乳がん	Giredestrant
	術前療法後に乳房あるいは腋窩リンパ節に浸潤性残存病変を有する高リスクHER2陽性乳がん	トラスツズマブ デルクステカン
	進行又は転移性乳がん	トラスツズマブ デルクステカン
	進行再発乳がん(HR陽性HER2陰性)	アテゾリズマブ
	乳がん	Imlunestrant
	乳がん	Dato-DXd(ダトポタマブ デルクステカン)
	乳がん	Tucatinib (MK-7119)
	乳がん	Giredestrant(RO7197597)
乳がん	ダトポタマブ デルクステカン、デュルバルマブ(遺伝子組換え)製剤、カペシタピン、ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)	
	トリプルネガティブ乳がん	Sacituzumab Govitecan
外科	4型進行胃がん	パクリタキセル(腹腔内投与)
	胃食道腺がん	MK-7902、MK-3475
泌尿器科	尿路上皮がん	Atezolizumab

(登録期間中の治験のみ抜粋)

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

がん診療連携拠点病院等の整備について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を目指し、その整備を進めてきたところであるが、がん医療の更なる充実のため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進めてきた。

「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」からの提言を踏まえ、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

については、各都道府県におかれては、指針の内容を十分に御了知の上、がん患者等がその居住する地域に関わらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療や支援等を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院等の推薦につき特段の御配慮をお願いする。

また、指針に規定する「新規指定推薦書」等については、別途通知するので御留意されたい。

なお、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、地域がん診療連携拠点病院（高度型）の指定に関わる部分に限り、令和5年3月末日まで有効とする。

を対象とした研修を受講すること。

- ⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。

## (2) 院内がん登録

- ① がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）に即して院内がん登録を実施すること。
- ② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。
- ③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。
- ④ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要情報を提供すること。

## (3) 情報提供・普及啓発

- ① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援（妊孕性温存療法を含む）やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。
- ② 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。
- ③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。
- ④ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。
- ⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。
- ⑥ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。